

総長選考・監察会議（第1回）（書面審議）

令和8（2026）年4月1日（水）

議 題

議長の選出について

配付資料

令和8年度総長選考・監察会議議長選出にかかるスケジュール

①3/13（金） 第11回総長選考・監察会議

- ・議長選出のための意見交換（了解事項4(4)）
- ・投票による決定方法を予め確認する（了解事項4(7)）

②3月下旬頃 各委員の略歴等の情報を事前に共有（了解事項4(2)）

- ・国立大学法人法、規則及び内規に定める選考・監察会議の任務、議長の権限及び次項に定める議長の行動指針を確認（了解事項4(3)）するための資料を併せて送付

③4/1（水） 第1回総長選考・監察会議（書面審議①）

- ・議長選出のための単記無記名投票（了解事項4(4)）→過半数を得た者がいないときは④へ。

④4/2（木） 第1回総長選考・監察会議（書面審議②） ※③で議長が決定しなかった場合

- ・③において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について、単記無記名投票し（了解事項4(6)）、過半数の票を得た者がいないときは、得票の多数を得た者を議長とする（了解事項4(6)）
→得票同数のときは⑤へ。

⑤4/3（金） 第1回総長選考・監察会議（書面審議③） ※④で議長が決定しなかった場合

- ・④において得票同数のときは、くじで定める（了解事項4(6)）

⑥4/2（木）～4/6（月） 第1回総長選考・監察会議（書面審議結果報告） ※③～⑤により議長が決定した後

- ・決定した議長に対し、議長代行の指名を依頼→委員へ書面審議結果を報告

⑦4/22（水） 第2回総長選考・監察会議

- ・今年度の総長選考・監察会議の進め方について
→学内委員によるワーキング・グループへの検討事項の付託

※了解事項：東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項

東京大学総長選考・監察会議規則（抄）

（議長）

第4条 選考・監察会議に議長を置き、**委員の互選**によりこれを定める。

2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（議長）

第4条 議長の**任期は1年**とし、再任を妨げない。ただし、**引き続き3年を超えて在任することはできない。**

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（抄）

4. 議長の選出方法について

(1) 議長の選出に総長を関与させてはならない。

(2) 議長の選出のための委員の**互選**にあたっては、**各委員の略歴等の情報を事前に共有する**ものとする。

(3) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、**国立大学法人法、規則及び内規に定める選考・監察会議の任務、議長の権限及び次項に定める議長の行動指針を確認する**ものとする。

(4) 議長の選出のための委員の互選は、**委員間で意見交換をした後に単記無記名投票**を行い、**出席委員の過半数**の票を得た者を議長とする。

(5) 前号において、出席委員の**過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の者2人**（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）**について、単記無記名投票**を行う。

(6) 前号の投票に及んでなお出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票の多数を得た者を議長とする。ただし、得票同数のときは、くじで定める。

(7) **議長の選出のための議事進行は事務局が行い、第4号から第6号に定める投票による決定方法を予め確認するものとする。**

5. 議長の行動指針について

(1) 議長は、委員としての意見を有しつつも、中立・公正な議事運営を行うことを第一義的な務めとしなければならない。

(2) 議長の選出後、議長自身に所信表明を求め、それを公表するものとする。